

議案第44号

北上市手数料条例の一部を改正する条例

北上市手数料条例（平成12年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料を徴収しない。</p>		<p>(免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料を徴収しない。<u>ただし、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を使用し当該端末機の操作により証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合を除く。</u></p>	
<p>(1)～(6) [略]</p> <p>別表（第2条関係）</p>		<p>(1)～(6) [略]</p> <p>別表（第2条関係）</p>	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
[略]		[略]	
住民票及び戸籍の附票の写しの交付	1件 350円	住民票及び戸籍の附票の写しの交付	1件 350円 <u>（多機能端末機による住民票の写しの交付の場合にあつては、300</u>

			円とする。)
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	[略]	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	[略]
<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。）第11条第1項第1号、第3号から第7号まで又は第9号の規定に基づく通知カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。</u> <u>(1) 市又は地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）の過失による通知カード又は個人番号カードの紛失等に係る再交</u>	1件 500円		

<p><u>付の場合</u></p> <p>(2) <u>個人番号又は住民票コードの変更による通知カード又は個人番号カードの返納後の再交付の場合</u></p> <p>(3) <u>市又は機構の過失による通知カード又は個人番号カードの誤交付後の再交付の場合</u></p> <p>(4) <u>国外転出による通知カード又は個人番号カードの返納後の再交付の場合</u></p>			
<p>省令第28条第1項若しくは同令第29条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後に再交付を受けた通知カードの返納を受けて行う個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。</p>	<p>[略]</p>	<p><u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項若しくは同令第29条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15</u></p>	<p>[略]</p>

- (1) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合
- (2) 市又は地方公共団体情報システム機構の過失による個人番号カードの紛失等に係る再交付の場合
- (3) 個人番号又は住民票コードの変更による個人番号カードの返納後の再交付の場合
- (4) 市又は地方公共団体情報システム機構の過失による個人番号カードの誤交付後の再交付の場合
- (5) 国外転出による個人番号カードの返納後の再交付の場合

条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カード返納後の再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合
- (2) 市又は地方公共団体情報システム機構の過失による個人番号カードの紛失等に係る再交付の場合
- (3) 個人番号又は住民票コードの変更による個人番号カードの返納後の再交付の場合
- (4) 市又は地方公共団体情報システム機構の過失による個人番号カードの誤交付後の再交付の場合
- (5) 国外転出による個人番号カードの返納後の再交付の場合
- (6) 記載事項（特別養子縁組による「氏名」及び性別変更による「性別」に限る。

) を変更するための個人番号カードの返納後の再交付の場合	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和2年11月2日から施行する。

令和2年9月3日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

個人番号カードを利用したコンビニエンスストア等の多機能端末機を介した住民票の写しの交付に係る手数料を定めるほか、所要の改正をしようとするものである。